

歯学部の第5・6学年の在学者に対する申合せ

(趣旨)

第1条 この申合せは大阪歯科大学学則第5条第3項の規定に基づき第5・6学年の在学期間を含め全学年の在学期間が12年を超えないものとし、その取り扱いに関して必要な事項を定める。

(在学期間等)

第2条 第5学年における在学期間は3年までとする。

2 在学可能期間の12年から第5学年までの既在学期間を引いた残りの期間を第6学年の在学期間に充てることができる。

3 前項の規定に関わらず退学若しくは転学等別コースを選ぶことは自由とする。

(措置)

第3条 第5学年における留年者は5.5年生扱いとし、臨床実習を含む特別カリキュラムを受けるものとする。

2 第6学年における留年者は特別指導クラスとし、Aクラスに配置して授業を受けさせ、特別の指導教授及び数名の特別アドバイザーを置き、徹底指導を行う。

3 前項規定の留年者であってもクラス分けテストの規定点数以上の獲得者はSクラスに配置して授業を受けるものとする。

(評価・卒業要件)

第4条 成績評価は、大阪歯科大学歯学部学業成績評価に関する規程に基づき行う。

2 卒業要件は前項の規定に基づく。

(授業料)

第5条 授業料、施設維持費、教育充実費、父兄会費、学友会費は当該年度の学生と同額とする。

附 則

この申合せは、2022年4月1日から施行する。ただし、第5条の規程は、2023年4月1日から運用する。